

# ペンデル税理士法人

— 補助金ニュースレター 2021年8月号 —

～ 中小企業支援制度の最新情報が分かるニュースレター ～

## ■1 第3回事業再構築補助金を現在公募中！ 売上減少要件が緩和されました

**予算1兆円超**と、空前の規模を誇る**事業再構築補助金**。全5回の公募が予定されており、残りはあと3回の予定です。類を見ない予算規模だけに、積極的な申請をお勧めします。なお、補助金を申請する前(2021年2月15日以降)に購入契約済みの経費にも**遡及適用**されます。この機会にぜひご検討ください！

9月21日(火)締切の第3回公募では、売上減少要件が緩和されています。また、通常枠に従業員数要件が追加され、補助上限金額が変更されました。さらに、「最低賃金枠」という特別枠が新たに設けられています。

### 【補助金上限額】【補助率】

	補助金上限額	補助率
<b>通常枠</b> <b>【変更】</b>	従業員数 20人以下：100万円～4,000万円 従業員数 21～50人：100万円～6,000万円 従業員数 51人以上：100万円～8,000万円	中小企業者など：2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 中堅企業など：1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)
<b>最低賃金枠</b> <b>【新設】</b>	従業員数 5人以下：100万円～500万円 従業員数 6～20人：100万円～1,000万円 従業員数 21人以上：100万円～1,500万円	中小企業者など：3/4 中堅企業など：2/3

- 【必須要件】**
- ①2020年4月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年または2020年1～3月)の同3カ月の合計売上高と比較し**10%以上減少**しており、2020年10月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること
  - ②**事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む**
  - ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**の事業計画を策定

### 【特別枠要件】 <最低賃金枠>

- ①2020年10月から2021年6月までの間で、3カ月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の**10%以上**いること
- ②2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること

**【受付期間】** 第3回：2021年8月下旬予定～9月21日(火)

**【URL】** <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

取  
組  
み  
事  
例

#### 【飲食業】

食料品製造業・飲食店 → レトルト食品 OEM 事業への新分野展開

#### 【その他生活サービス業】

ブライダル業 → オンラインイベントシステム外販、ミールキット製造販売への業態転換

#### 【その他事業サービス業】

石油化学プラントでのクレーン事業 → 風力発電所の運用管理への新分野展開

#### 【映像・音声・文字情報制作業】

広告業 → ドローンフォトバンク、住宅展示場 VR 動画作成への業態転換

#### 【製造業】

航空機部品製造 → ロボット関連部品・医療機器部品製造を新規に立上げ

#### 【小売業】

紳士服販売業 → 紳士服のネット販売事業やレンタル事業に業態転換

当社の  
受付締切

**第3回締切：**  
**8月末**

## ■2 独立性が認められない「在籍型出向」も産業雇用安定助成金の助成対象になります

本助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されるものです。特例により、独立性が認められない出向も一定の要件を満たせば助成対象となります。

【助成金上限額】 12,000 円/日(出向元・先の計)

【助成率】 中小企業: 2/3、中小企業以外: 1/2

【対象者】 ①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者を送り出す事業主(出向元事業主) ②当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

【特例】 2021年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例は、資本金・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向

【対象経費】 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初期経費助成」は支給されません

【URL】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

## ■3 月次支援金の6月分申請締め切りは8月31日(火)です

本支援金は、2021年の4月以降に実施される緊急事態措置またはまん延防止等重点措置にともなう、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛など」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者などに給付されるものです。

【給付金上限額】 中小法人など: 20万円/月、個人事業者など: 10万円/月

【給付額】 2019年または2020年の基準月の売上ー2021年対象月の売上

【要件】 ①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となり得ます

緊急事態措置またはまん延防止等重点措置  
①にともなう**飲食店の休業・時短営業または外出自粛**などの影響を受けていること

2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で**50%以上減少**していること

【対象月】 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で売上が50%以上減少した2021年の月



【URL】 [https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

※ご注意: 補助金・助成金は審査があります。条件に合致することのほか、事業計画を基に審査が行われ、不採択となる場合もあります。また事業の着手は採択・交付決定の後に行うなど、補助金によって条件が異なります。

◆貴社で受けられる補助金や税制優遇などを、まずは無料で簡易診断してみませんか？  
簡単な質問にご回答いただくだけで、中小企業診断士や社会保険労務士が検討し、全12種類の補助金などの診断書を作成いたします。



まずはご相談ください。初回相談は無料です。

我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です

### ペンデル税理士法人

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館6F  
TEL 03-5990-5910 / FAX 03-5990-5909